

令和4年度 基準病床数の見直しの検討について

<基準病床数の見直しの検討について> ※第7次大阪府医療計画P63参照

- 一般病床及び療養病床の基準病床数は、高齢化が今後急速に進むことで、将来の病床数の必要量が既存病床数を上回ると見込まれる場合には、基準病床数の見直しについて毎年検討するか、医療法第30条の4第7項の規定に基づく基準病床数算定時の特例措置(都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて基準病床数とすることができる)を活用するか、どちらかによる対応とすることが国から示されています。
- 第7次大阪府医療計画策定にあたり、特例措置の活用を検討した結果、2020年までは「基準病床数推計値」が「既存病床数」を上回る二次医療圏が現れないため、基準病床数の算定の特例措置を活用せずに、毎年、基準病床数の見直しを検討することとなりました。

基準病床数の算定式【一般病床】

○基準病床数算定式(一般)

$$\frac{\text{性別・年齢階級別人口} \times \text{性別・年齢階級別一般病床退院率の総和} \times \text{平均在院日数} + \text{流入入院患者数} - \text{流出入院患者数}}{\text{病床利用率}}$$

○算定要件(第7次大阪府医療計画策定時)

項目	数値	出典・備考
性別・年齢階級別人口	2015年;総務省「国勢調査」 【参考】将来推計(2020~40年);国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」	
性別・年齢階級別一般病床退院率	国指定	
平均在院日数	14.7日	国指定
流入・流出入院患者数	1日当たりの入院患者数(厚生労働省「病院報告(平成28年)」) × 流入(流出)率 [※] ※厚生労働省「データブック(平成27年NDBデータ(国保、後期高齢者レセプト「一般入院基本料」))」	
病床利用率	豊能79.4%、三島83.2%、北河内80.8% 中河内79.5%、南河内77.0%、堺市79.9% 泉州79.3%、大阪市77.3%	厚生労働省告示(一般病床76%) [※] ※ただし、圏域の病床利用率(厚生労働省「病院報告(平成28年)」)が、同告示を上回る場合、圏域の病床利用率を使用

最新のデータ等を用いことができる項目について、算出に使用する値を更新し、基準病床数の見込みを算出。

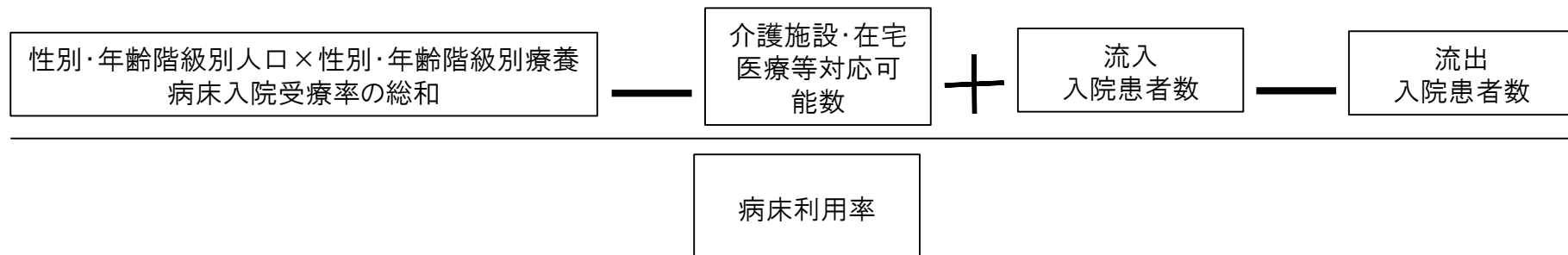
性別・年齢階級別人口：使用する値（大阪府推計人口（2022年10月）出典（大阪府総務部統計課公表資料）

病床利用率：使用する値（令和元年（2019年）病院報告）出典（厚生労働省）

※病院報告は令和3年（2021年）までのデータが公表されているが、令和3年はコロナの影響を大きく受けていると考えられるため、コロナ禍前となる令和元年のデータを使用。

基準病床数の算定式【療養病床】

○基準病床数算定式(療養)



○算定要件(第7次大阪府医療計画策定時)

項目	数値	出典・備考
性別・年齢階級別人口	2015年;総務省「国勢調査」 【参考】将来推計(2020~40年);国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」	
性別・年齢階級別療養病床入院受療率	国指定	
介護施設・在宅医療等対応可能数	新たなサービス量(地域医療構想で推計した療養病床の医療区分Ⅰの70%と入院受療率地域差解消分)から、療養病床の転換見込み分※を減じた値 ※医療療養病床:転換調査(平成29年8月)により把握した数、介護療養病床:全数	
流入・流出入院患者数	1日当たりの入院患者数(厚生労働省「病院報告(平成28年)」)×流入(流出)率※ ※厚生労働省「データブック(平成27年NDBデータ(国保、後期高齢者レセプト「療養病棟入院基本料」))」	
病床利用率	豊能91.3%、三島90%、北河内90% 中河内90.7%、南河内90%、堺市93.0% 泉州90%、大阪市91.4%	厚生労働省告示(療養病床90%)※ ※ただし、圏域の病床利用率(厚生労働省「病院報告(平成28年)」)が、同告示を上回る場合、圏域の病床利用率を使用

最新のデータ等を用いことができる項目について、算出に使用する値を更新し、基準病床数の見込みを算出。

性別・年齢階級別人口：使用する値（大阪府推計人口（2022年10月）出典（大阪府総務部統計課公表資料）

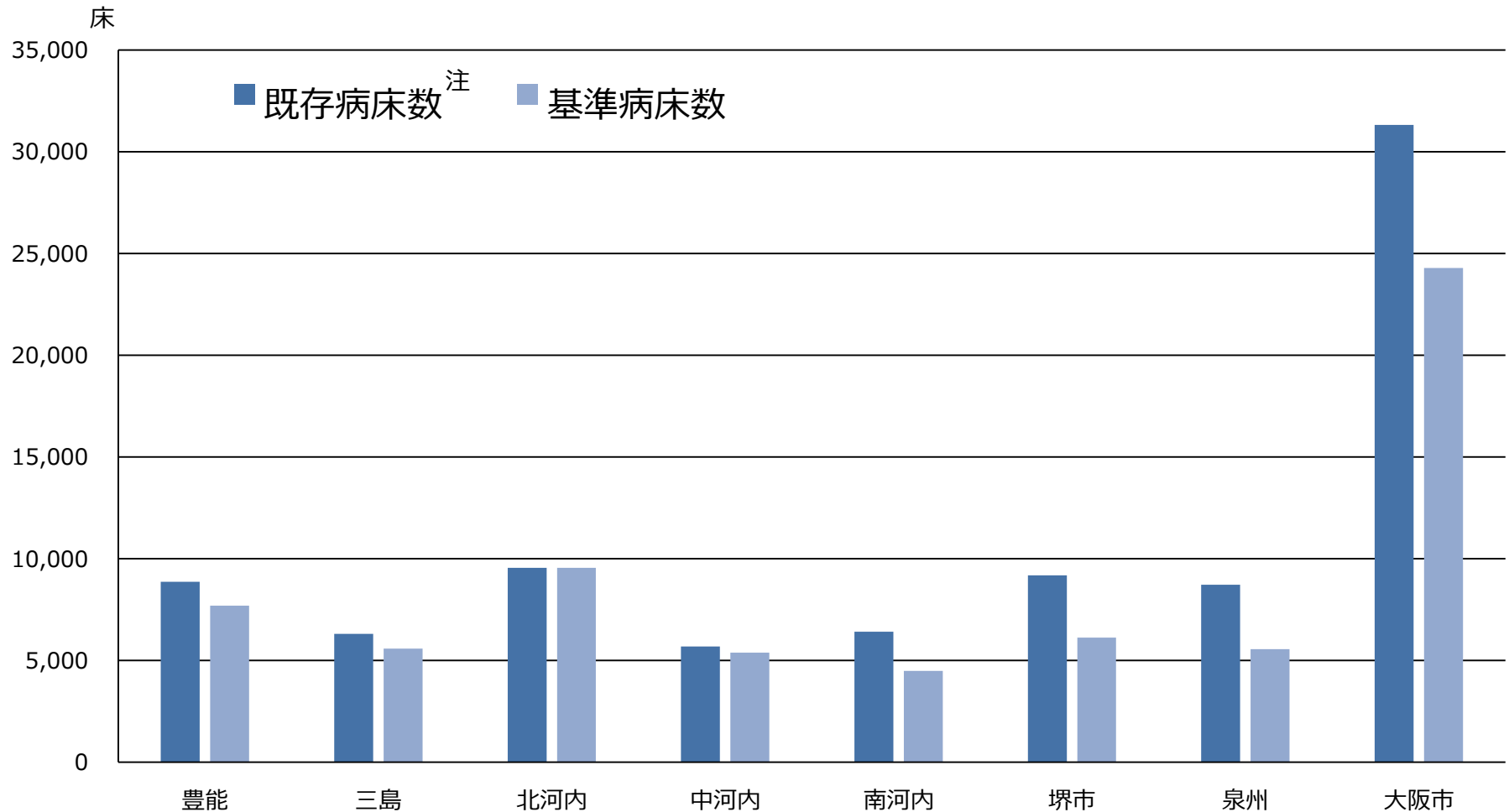
病床利用率：使用する値（令和元年（2019年）病院報告）出典（厚生労働省）

※病院報告は令和3年（2021年）までのデータが公表されているが、令和3年はコロナの影響を大きく受けていると考えられるため、コロナ禍前となる令和元年のデータを使用。

基準病床数見込みと既存病床数(令和4年度)との比較

○既存病床数を令和4年度の値に更新し、「基準病床数見込み」と比較。

○すべての二次医療圏において、「基準病床数見込み」>「既存病床数」となった。

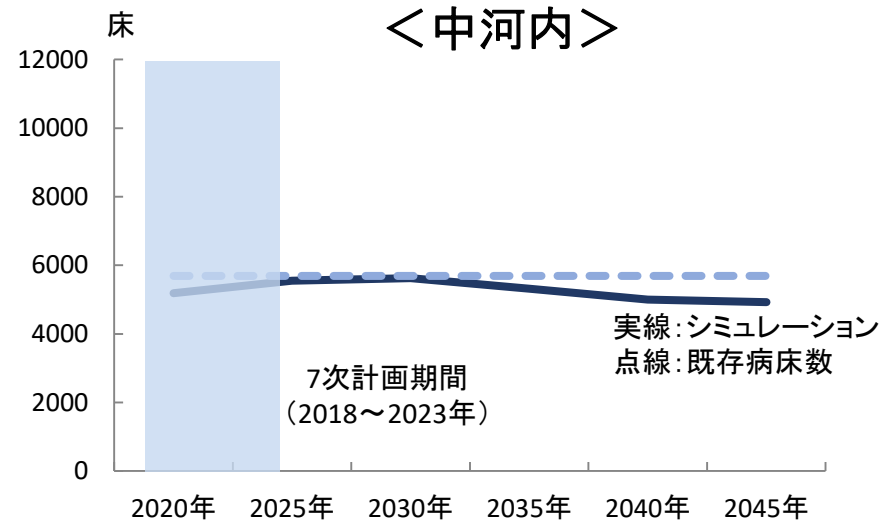
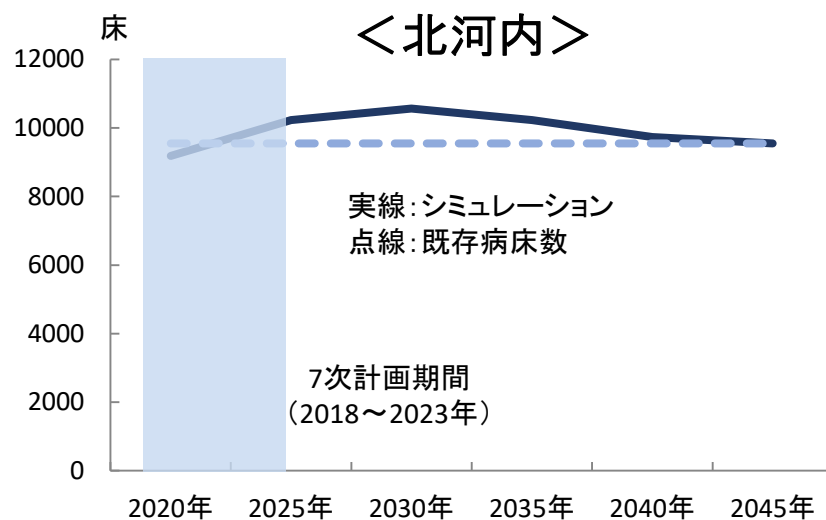
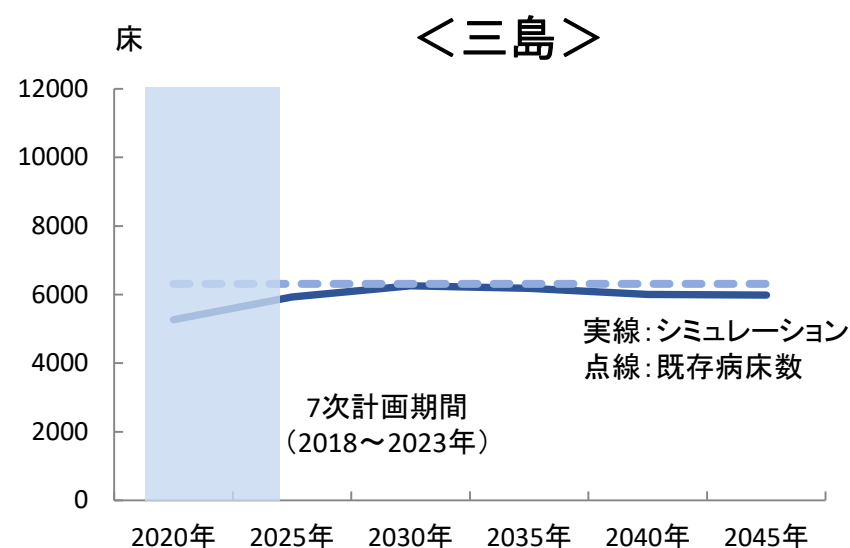
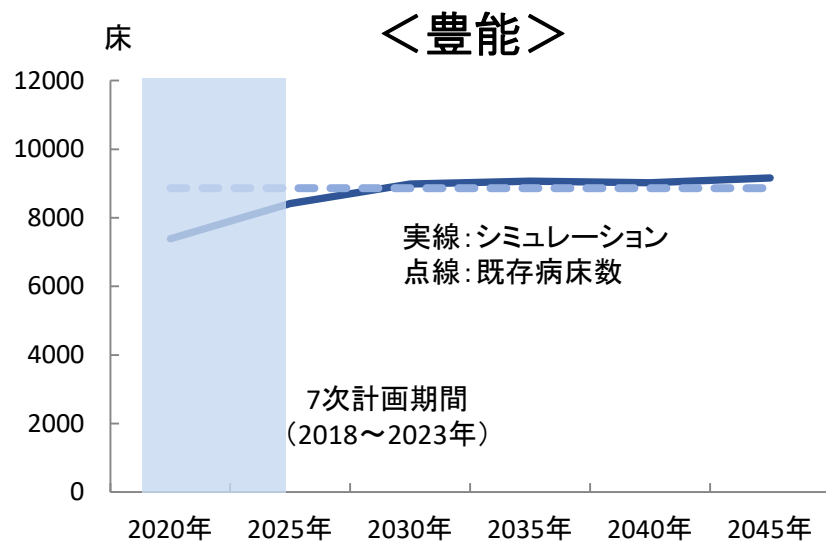


注:平成18年12月31日以前に開設された有床診療所の病床数は、既存病床数には含めない

将来シミュレーション <豊能・三島・北河内・中河内>

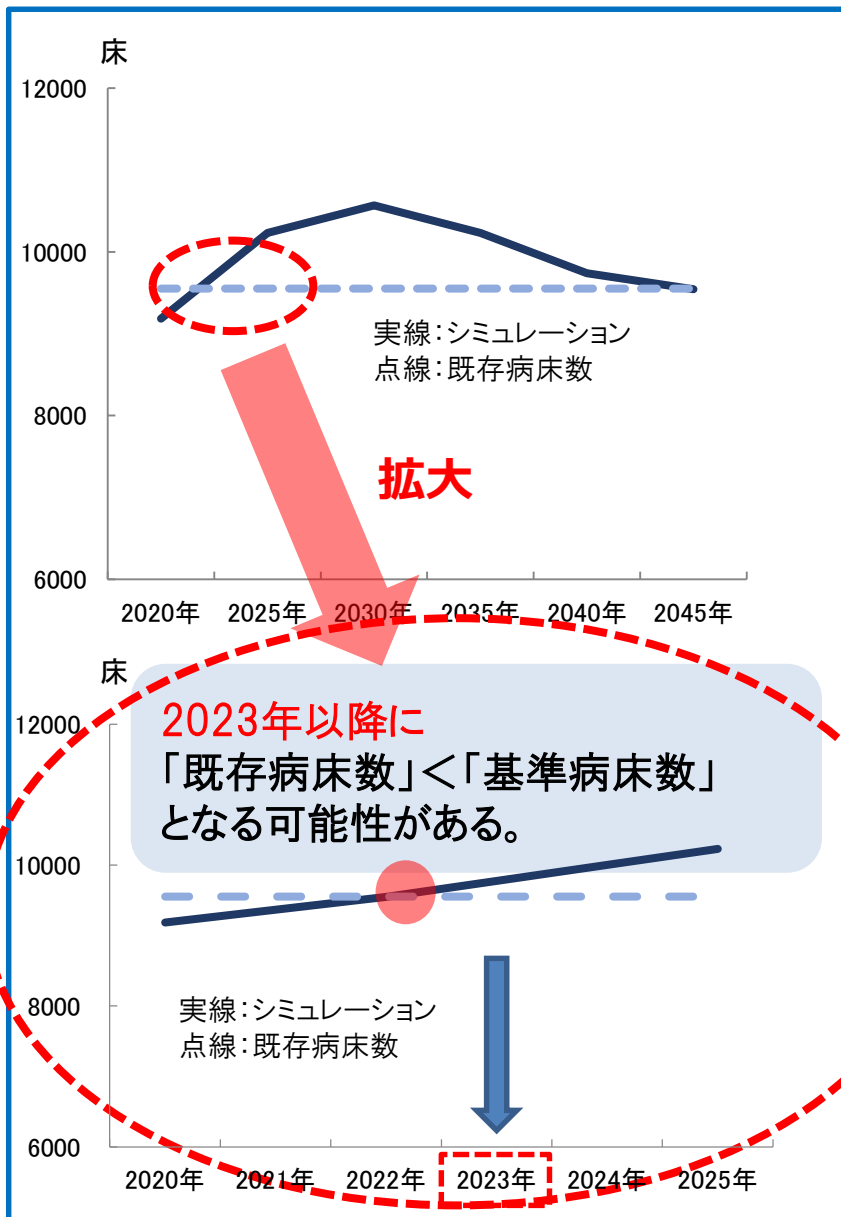
○既存病床数を令和4年度の値に更新し、将来推計人口による算出した「基準病床数の見込み」と比較。

○「豊能」では2030年以降に、「北河内」では2023年以降に、「既存病床数」<「基準病床数」となる可能性がある。

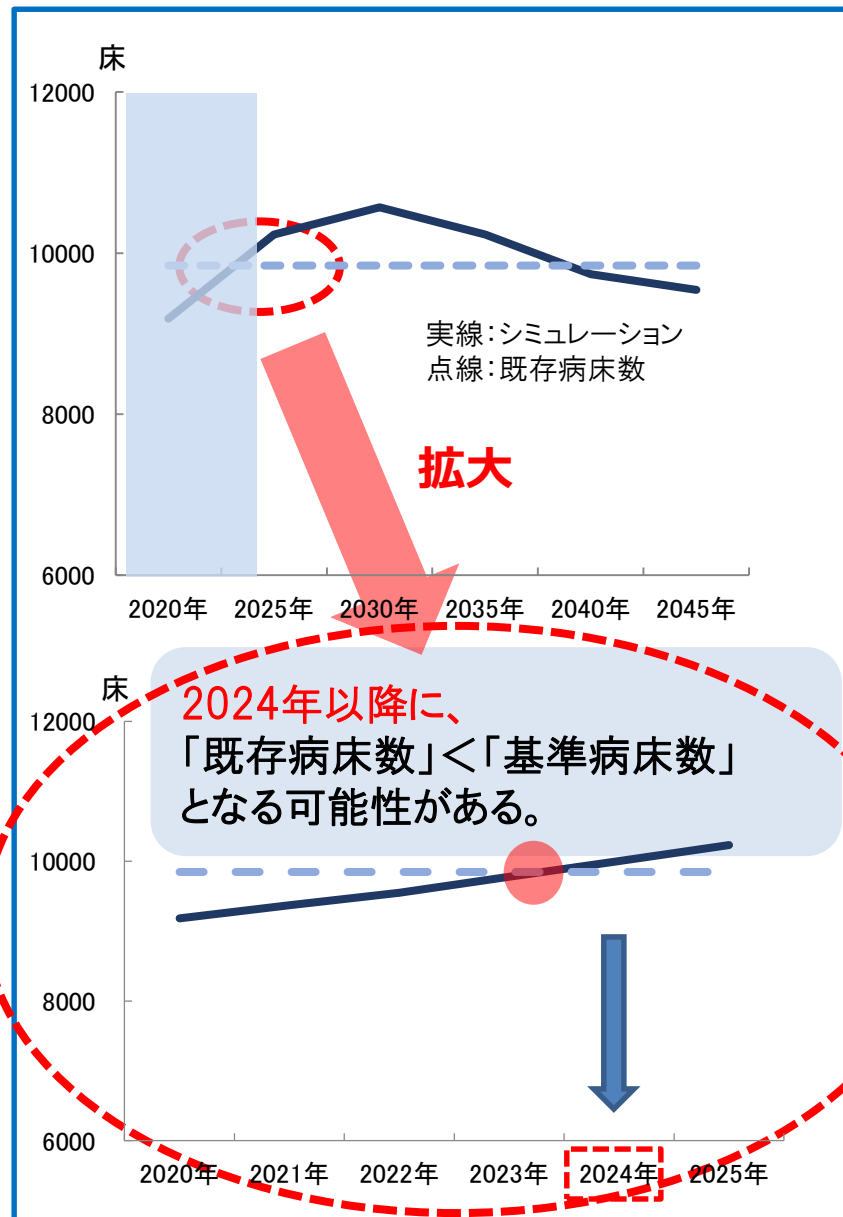


【北河内】有床診療所(H18.12.31以前許可)を既存病床数に加えた場合の比較

通常のシミュレーション (再掲)



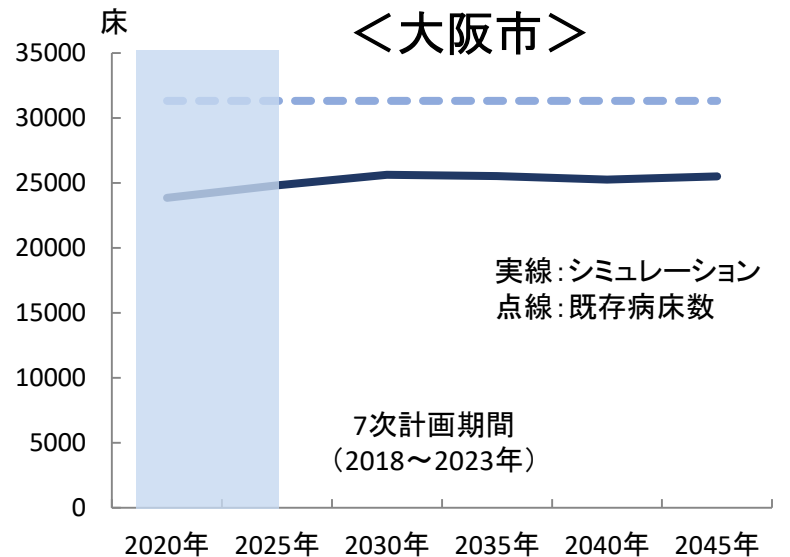
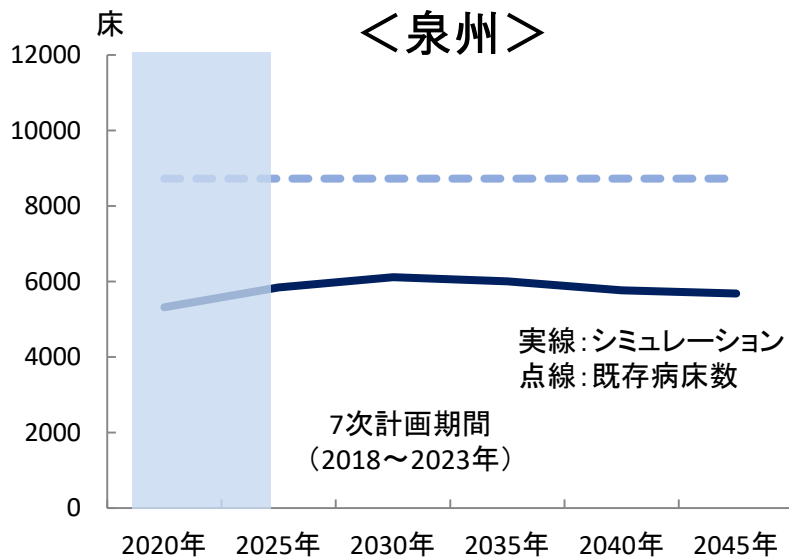
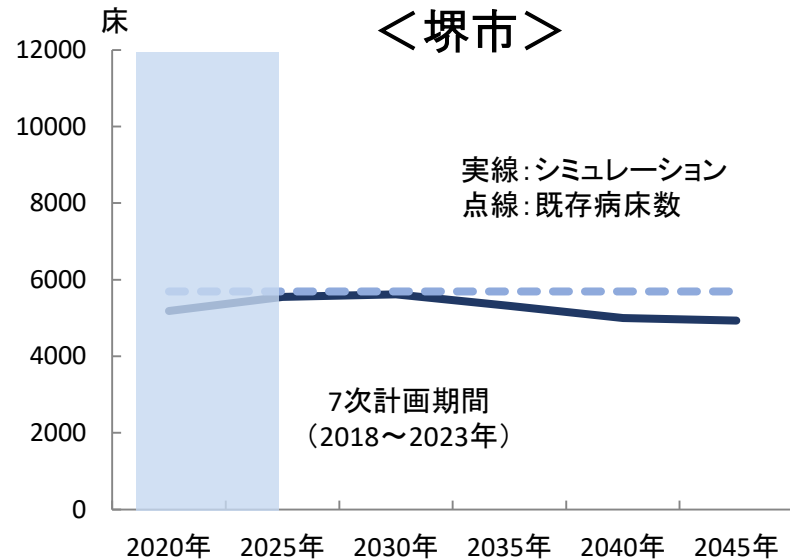
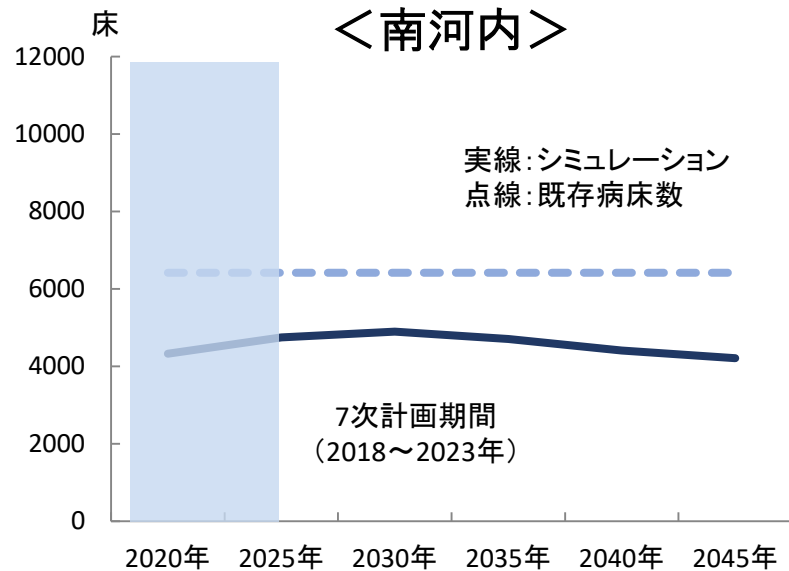
既存病床数に、H18年12月31日以前の有床診療所の病床数を含んだ場合



将来シミュレーション(南河内・堺市・泉州・大阪市)

○既存病床数を令和4年度の値に更新し、将来推計人口による算出した「基準病床数の見込み」と比較。

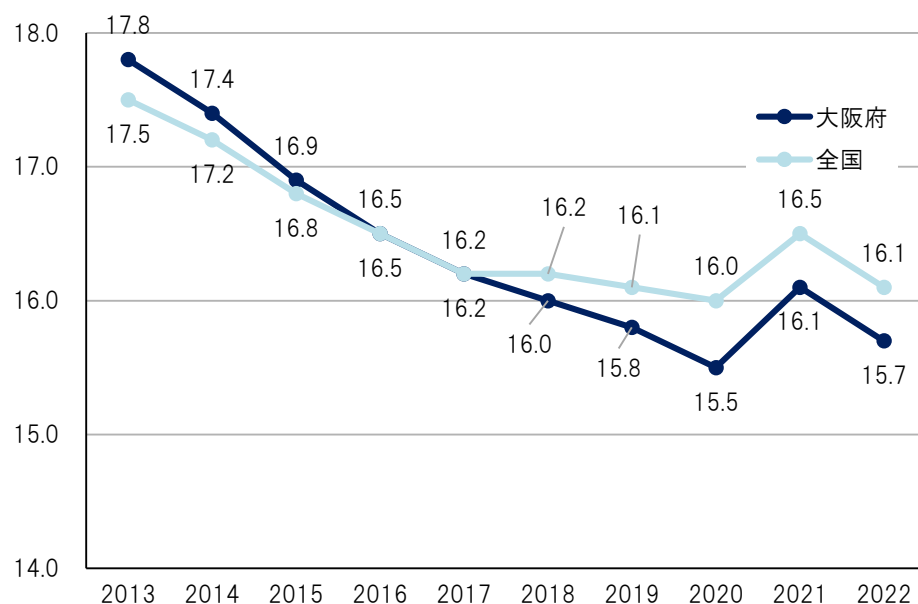
○全ての二次医療圏において、2045年まで「**既存病床数**」>「**基準病床数**」となる見込み。



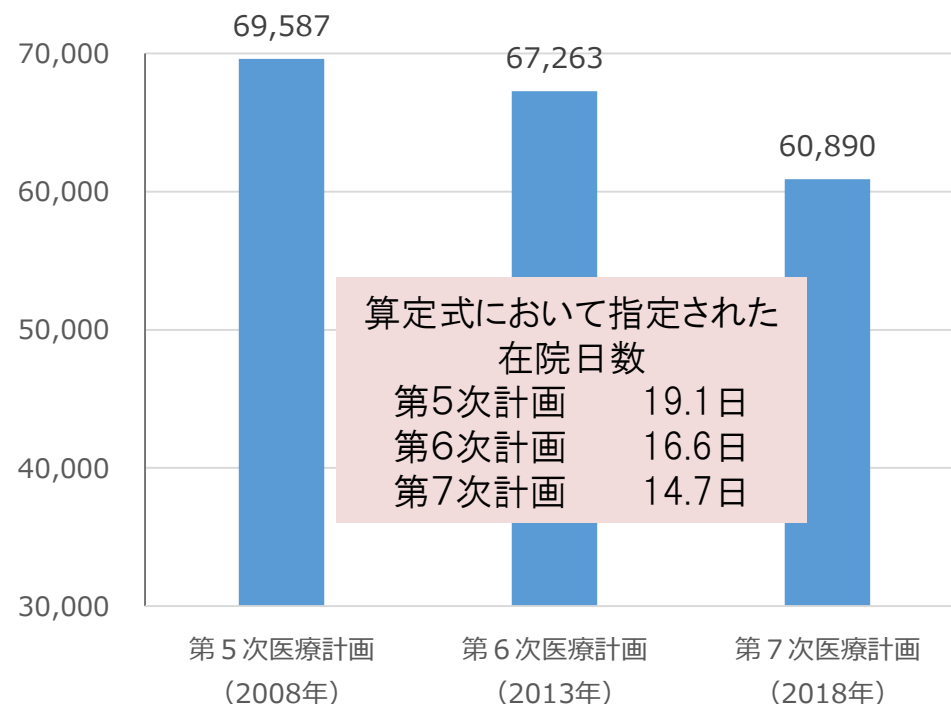
基準病床数の算定式について

- 基準病床数(一般病床)算定式の「平均在院日数」は、将来推移を見こして設定されている。
- この間、医療計画の改定ごとに、基準病床数算定式の「平均在院日数」は短縮され、「基準病床数」は減少している。
- 国の第8次医療計画等に関する検討会の「意見とりまとめ」では、基準病床の算出に用いる数値について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない最新の数値が用いる方針が示されている(2020年以降は除外)。

<平均在院日数(一般病床)の推移>



<基準病床数の推移>



「基準病床数」の見直しの際に考慮すべき事項と今後の対応方針

- ◆基準病床数の見直しにあたっては、**医療需要のピークアウト**、**地域事情**を見据えた検討が必要
(厚生労働省 医療計画作成指針)
- ◆その際には、下記事項についても考慮する必要がある。

＜考慮事項＞

- 病床の整備に要する期間⇒整備期間が3から5年程度要する。
- 病床利用率
- 平成18年12月31日以前に設置許可された有床診療所病床数
(医療法上、既存病床数としてカウントされない病床)
- 社人研による将来推計人口と実際の人口との乖離
- 第8次医療計画(2024年から)⇒第8次医療計画では、新しい算定式により算出

今後の対応方針

第8次医療計画の策定にあたり国が示す予定の新しい基準病床数の算定式を踏まえ、第8次大阪府医療計画で設定する基準病床数について検討。

【参考資料】

- (1) 基準病床数と病床数の必要量の取扱いについて
- (2) 基準病床数の算定に使用する値
- (3) 大都市圏における病床利用率(令和3年度病院報告)
- (4) 既存病床数
- (5) 既存病床数における職域病院等の病床数の補正(平成30年4月～)

(1) 「基準病床数」と「病床数の必要量」について

【基準病床数】

- ・医療機関の病床の適正配置を目的に設定する基準。
- ・将来の医療体制の動向も見据えた計算式。
- ・病床の機能別（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の値は算出不可可能。

【病床数の必要量】

- ・将来の医療体制を検討していくために、地域医療構想で推計した値。
- ・2013年度の医療需要をベースに病床機能別の医療需要を予測した値。

(2) 第7次大阪府医療計画での「基準病床数」と「病床数の必要量」の取扱い

【基準病床数】

- ・具体的に病床整備の可否を議論する際の基準となります。

【病床数の必要量】

- ・診療実態を分析の上、病床数の必要量における「病床機能区分別の割合」を病床転換・病床整備を検討する際の目安として活用します。

(1) 基準病床数と病床数の必要量の取扱いについて ②

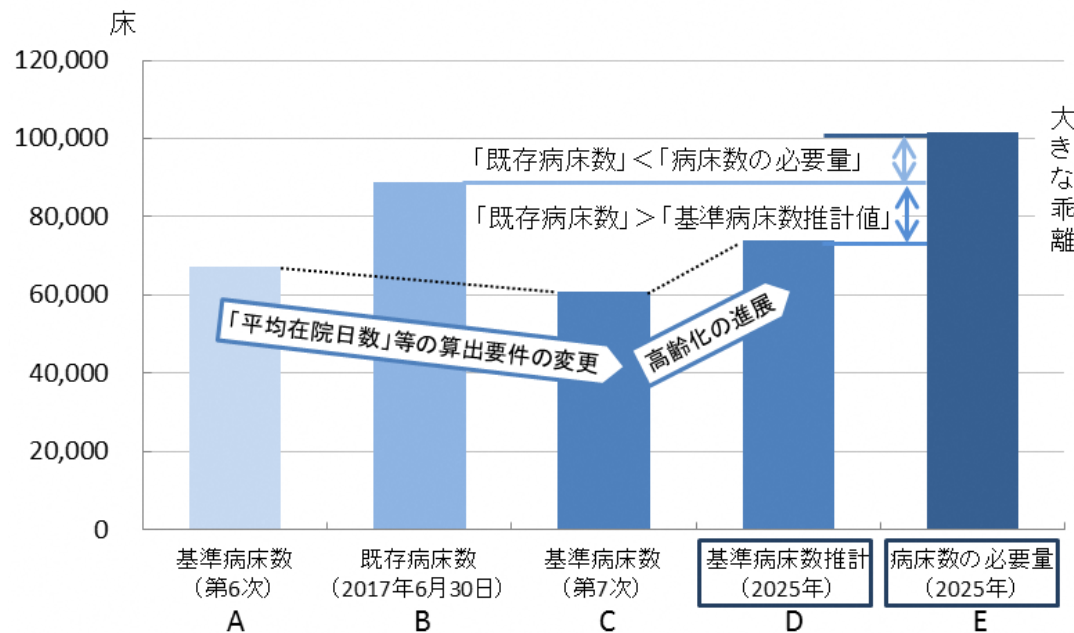
参照：第7次大阪府医療計画

(3) 「既存病床数」と「基準病床数」と「病床数の必要量」の関係

○基準病床数のシミュレーション（第3章「基準病床数」参照）の結果、第7次計画の基準病床数は、第6次計画より減少しました。

○2025年の基準病床数推計値（約7万4千床）と、病床数の必要量（約10万床）との間には大きな乖離が生じ、両者についての関係の整理が必要になりました。

図表4-4-3 病床数の関係



AからCの減少についての考えられる要因【算定式の変更部分】

- 一般病床
平均在院日数が「16.6日」から「14.7日」に変更。
- 療養病床
「入院・入所受療率 - 介護施設で対応可能な数」から「入院受療率 - 介護施設・在宅医療等対応可能な数」に変更。

DとEの乖離について考えられる要因

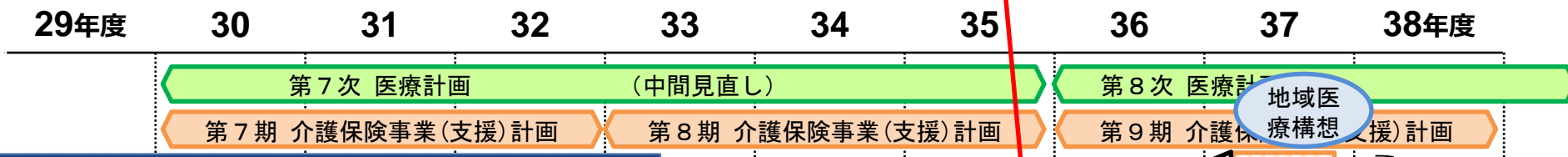
- 基準病床数
一般病床の平均在院日数を「14.7日」で計算（国指定）。
- 病床数の必要量
医療需要を考える上で要素の一つとなる「平均在院日数」について、2013年度当時「17.4日」。

(2) 基準病床数の算定に使用する値 ① 介護施設・在宅医療等対応可能数

第7次医療計画中（平成30年度～平成35年度）の、療養病床の基準病床数の算定式における、「介護施設・在宅医療等対応可能数」は、新たなサービス必要量から、療養病床の転換分を考慮し、算定することが必要。

$$\text{療養病床算定式} = \left(\text{性別・年齢階級別人口} \right) \times \left(\text{性別・年齢階級別療養病床入院受療率} \right) - \left(\text{介護施設・在宅医療等対応可能数} \right) + \left(\text{流入入院患者数} \right) - \left(\text{流出入院患者数} \right)$$

（病床利用率）



介護施設・在宅医療等対応可能数の算定方法

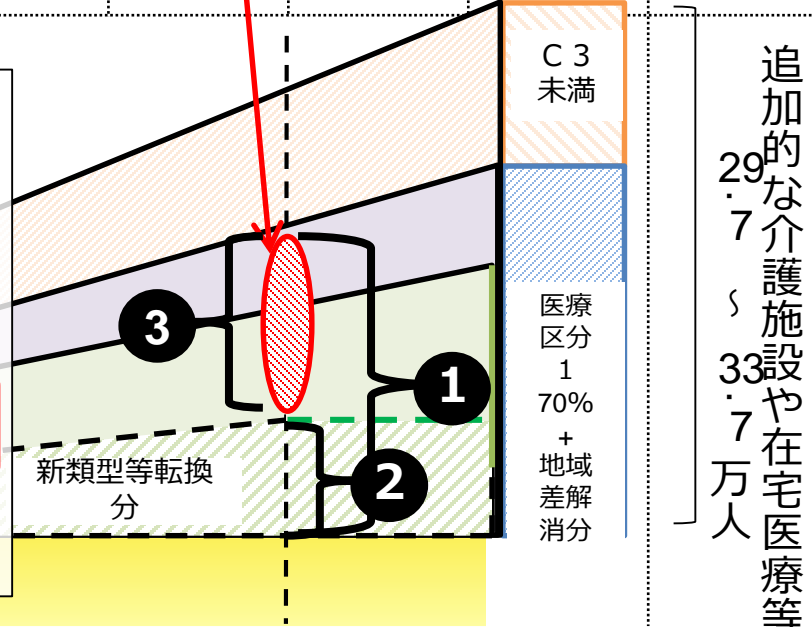
1. 新たなサービス必要量について
2025年（平成37年）の各構想区域（二次医療圏）における介護施設や在宅医療等の新たなサービス必要量から、療養病床の医療区分1の70%、入院受療率の地域差解消分について、第7次医療計画終了時点（平成35年度末）の数値を推計。

平成29年8月10日付け厚生労働省通知

2. 新類型等転換分について
現行の療養病床のうち、平成35年度末時点において、介護医療院等への転換が見込まれる病床量。

3. 介護施設・在宅医療等対応可能数について
平成35年時点の新たなサービス必要量から、療養病床からの転換分を除いたものを「介護施設・在宅医療等対応可能数」とする。

$$\text{① 2023年の新たなサービス必要量} - \text{② 2023年の新類型等転換分} = \text{③ 在宅医療等対応可能数}$$



親類型等転換分 ②	平成35年(2023年)度末
医療療養病床から転換する量	調査により把握した数を設定を平成37年(2025年)から比例的に按分して設定(該当医療圏で按分)
介護療養病床から転換する量	介護療養病床の全数(該当医療圏で按分)

(2)基準病床数の算定に使用する値

② 2015年度国保・後期高齢者レセプト(厚生労働省データブックDisk1)

●流出率・圏域内自己完結率(圏域内に住所を有する患者の入院先の圏域別割合)

合計 / 総件数	医療機関二次医療圏名										
負担者二次医療圏名	2701 豊能	2702 三島	2703 北河内	2704 中河内	2705 南河内	2706 堺市	2707 泉州	2708 大阪市	KG26 京都	他道府県	総計
2701 豊能	73.12%	2.37%	0.62%	0.16%	0.09%	0.16%	0.14%	17.00%	0.27%	6.07%	100%
2702 三島	8.66%	81.48%	1.69%	0.08%	0.07%	0.13%	0.06%	5.56%	1.00%	1.26%	100%
2703 北河内	0.35%	0.87%	81.95%	2.24%	0.13%	0.17%	0.14%	10.45%	2.24%	1.45%	100%
2704 中河内	0.16%	0.17%	2.74%	69.57%	2.41%	0.40%	0.15%	22.59%	0.18%	1.64%	100%
2705 南河内	0.14%	0.10%	0.33%	3.73%	78.20%	7.99%	0.76%	7.52%	0.08%	1.15%	100%
2706 堺市	0.07%	0.13%	0.21%	0.21%	4.97%	84.50%	3.40%	5.37%	0.10%	1.04%	100%
2707 泉州	0.09%	0.10%	0.19%	0.12%	0.76%	8.04%	83.81%	3.07%	0.09%	3.73%	100%
2708 大阪市	1.44%	0.35%	1.94%	2.01%	0.73%	1.26%	0.24%	89.97%	0.19%	1.86%	100%

●流入率(圏域内の医療機関における入院患者の住所(圏域)別割合)

合計 / 総件数	負担者二次医療圏名										
医療機関二次医療圏	2701 豊能	2702 三島	2703 北河内	2704 中河内	2705 南河内	2706 堺市	2707 泉州	2708 大阪市	KG26 京都	他道府県	総計
2701 豊能	78.92%	6.76%	0.50%	0.18%	0.11%	0.07%	0.10%	5.26%	0.21%	7.91%	100%
2702 三島	3.57%	88.76%	1.73%	0.26%	0.11%	0.17%	0.15%	1.81%	1.62%	1.82%	100%
2703 北河内	0.50%	0.98%	86.90%	2.29%	0.19%	0.16%	0.15%	5.29%	2.14%	1.39%	100%
2704 中河内	0.19%	0.07%	3.40%	83.60%	3.09%	0.23%	0.14%	7.84%	0.08%	1.37%	100%
2705 南河内	0.13%	0.07%	0.26%	3.68%	82.17%	6.72%	1.07%	3.64%	0.06%	2.20%	100%
2706 堺市	0.16%	0.10%	0.22%	0.42%	5.86%	79.73%	7.98%	4.36%	0.09%	1.08%	100%
2707 泉州	0.16%	0.05%	0.21%	0.17%	0.62%	3.58%	92.94%	0.92%	0.07%	1.27%	100%
2708 大阪市	4.28%	1.01%	3.47%	5.92%	1.36%	1.25%	0.75%	76.64%	0.37%	4.97%	100%

●流入数-流出数(レセプト件数)

合計 / 総件数	負担者二次医療圏名										
医療機関二次医療圏	2701 豊能	2702 三島	2703 北河内	2704 中河内	2705 南河内	2706 堺市	2707 泉州	2708 大阪市	KG26 京都	他道府県	総計
2701 豊能	0	2,832	▲ 114	0	6	▲ 67	▲ 35	▲ 8,820	▲ 55	915	▲ 5,338
2702 三島	▲ 2,832	0	▲ 52	85	15	14	41	▲ 2,050	255	217	▲ 4,307
2703 北河内	114	52	0	▲ 71	42	▲ 17	2	▲ 5,228	▲ 210	▲ 142	▲ 5,458
2704 中河内	0	▲ 85	71	0	119	▲ 158	▲ 25	▲ 12,151	▲ 86	▲ 376	▲ 12,691
2705 南河内	▲ 6	▲ 15	▲ 42	▲ 119	0	▲ 831	136	▲ 2,113	▲ 15	487	▲ 2,518
2706 堺市	67	▲ 14	17	158	831	0	3,395	▲ 501	▲ 4	70	4,019
2707 泉州	35	▲ 41	▲ 2	25	▲ 136	▲ 3,395	0	▲ 1,578	▲ 19	▲ 1,822	▲ 6,933
2708 大阪市	8,820	2,050	5,228	12,151	2,113	501	1,578	0	587	9,775	42,803

(2)基準病床数の算定に使用する値 ③病院報告

■一般病床

二次 医療圏	一般							
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
豊能	80.0	78.9	79.4	80.7	80.0	79.4	74.7	↓71.4
三島	81.6	82.4	83.2	83.5	82.9	82.7	78.0	↓77.6
北河内	79.7	80.2	80.8	81.0	81.1	82.3	78.1	↓76.1
中河内	78.7	79.9	79.5	80.2	81.1	81.4	75.3	↓68.9
南河内	76.6	77.0	77.0	77.6	79.3	78.8	73.1	↓70.2
堺市	78.2	79.2	79.9	78.5	79.9	80.4	75.2	↓71.4
泉州	78.5	78.5	79.3	80.0	80.7	80.8	76.0	↓74.1
大阪市	77.3	77.4	77.3	78.2	78.5	78.6	72.3	↓69.4
大阪府	78.4	78.7	78.9	79.5	79.9	80.0	74.5	↓71.6

■療養病床

二次 医療圏	一般							
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
豊能	86.2	90.1	91.3	91.4	95.1	95.2	95.0	↑95.8
三島	91.7	91.8	89.9	90.4	90.7	90.5	89.0	↓88.2
北河内	89.6	89.1	89.7	89.8	91.6	91.6	90.1	↓88.6
中河内	90.2	90.7	90.7	91.0	92.0	91.1	90.0	↓87.5
南河内	91.0	90.0	89.3	90.6	90.0	88.7	87.9	↓85.1
堺市	94.7	92.7	93.0	91.3	91.3	90.2	89.7	↓88.0
泉州	86.1	88.8	88.5	88.5	89.6	89.7	90.7	↓88.3
大阪市	91.2	91.1	91.4	90.5	90.2	89.9	88.1	↓86.1
大阪府	90.3	90.6	90.7	90.3	90.9	90.5	89.7	↓87.9

(3)大都市圏における病床利用率(令和元年病院報告)

■東京都

二次医療圏	一般	療養
1301 区中央部	74.5	86.5
1302 区南部	76.4	91.0
1303 区西南部	71.3	87.8
1304 区西部	77.2	92.1
1305 区西北部	77.3	90.0
1306 区東北部	77.5	86.3
1307 区東部	77.7	89.7
1308 西多摩	72.9	89.0
1309 南多摩	79.0	92.9
1310 北多摩西部	81.3	92.2
1311 北多摩南部	76.5	92.3
1312 北多摩北部	73.3	88.9
1313 島しょ	50.9	
東京都	76.2	90.1

■埼玉県

二次医療圏	一般	療養
1101 南部	80.4	85.7
1102 南西部	80.3	93.2
1103 東部	75.3	86.7
1104 さいたま	79.5	86.2
1105 県央	74.5	82.4
1106 川越比企	75.5	91.4
1107 西部	75.7	91.6
1108 利根	77.1	89.0
1109 北部	71.7	92.6
1110 秩父	73.5	66.7
埼玉県	76.8	88.7

■愛知県

二次医療圏	一般	療養
2302 海部	74.2	79.9
2304 尾張東部	81.7	90.3
2305 尾張西部	80.2	85.7
2306 尾張北部	80.2	85.6
2307 知多半島	66.5	90.3
2308 西三河北部	77.9	76.3
2309 西三河南部西	79.1	78.1
2310 西三河南部東	71.1	78.9
2311 東三河北部	50.2	83.1
2312 東三河南部	77.0	86.6
2313 名古屋・尾張中部	76.4	88.4
愛知県	76.8	85.3

■千葉県

二次医療圏	一般	療養
1201 千葉	75.5	88.2
1202 東葛南部	73.5	90.3
1203 東葛北部	83.2	88.2
1204 印旛	75.3	90.0
1205 香取海匝	69.1	83.4
1206 山武長生夷隅	67.2	83.6
1207 安房	81.8	90.4
1208 君津	72.4	79.4
1209 市原	72.0	80.3
千葉県	75.8	87.1

■神奈川県

二次医療圏	一般	療養
1404 川崎北部	78.0	93.1
1405 川崎南部	74.9	84.4
1406 横須賀・三浦	73.1	82.0
1407 湘南東部	81.7	89.9
1408 湘南西部	80.3	90.6
1409 県央	72.7	87.3
1410 相模原	73.9	80.9
1411 県西	74.1	87.7
1412 横浜	81.1	92.0
神奈川県	77.9	87.9

■福岡県

二次医療圏	一般	療養
4001 福岡・糸島	82.2	87.2
4002 粕屋	83.8	91.0
4003 宗像	86.2	84.1
4004 筑紫	77.5	73.6
4005 朝倉	82.3	85.0
4006 久留米	81.9	82.2
4007 八女・筑後	83.1	90.1
4008 有明	78.1	89.4
4009 飯塚	80.5	83.6
4010 直方・鞍手	77.9	76.2
4011 田川	67.6	81.1
4012 北九州	78.9	88.4
4013 京築	86.0	94.3
福岡県	80.6	86.0

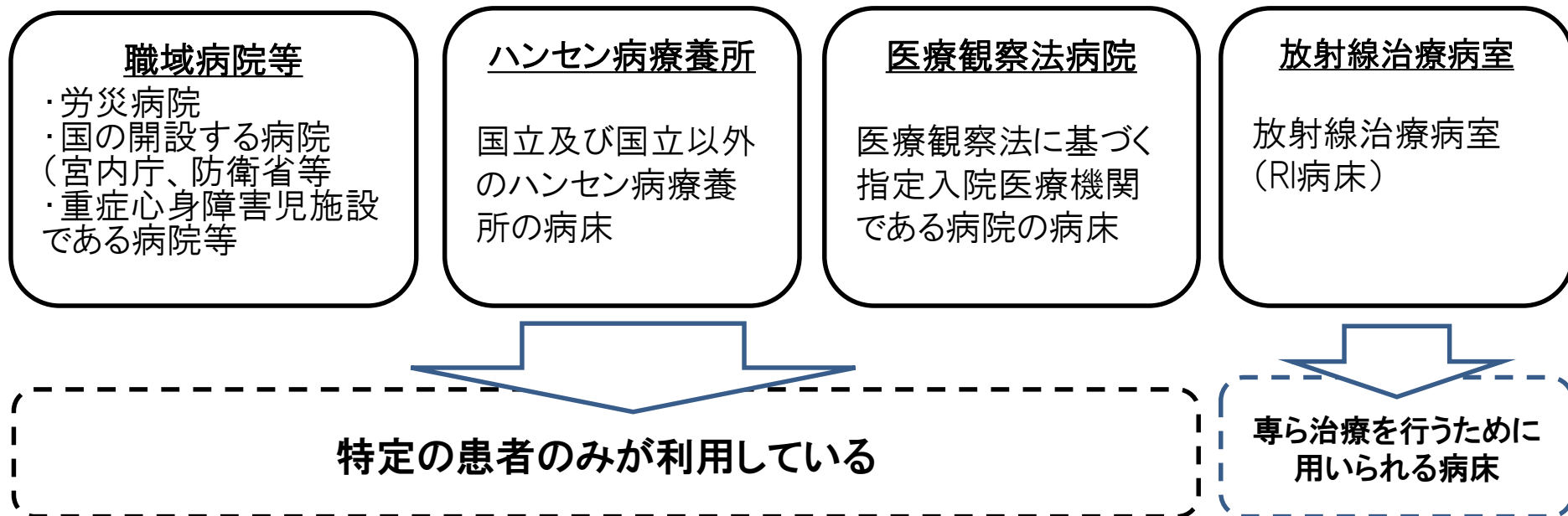
(4)既存病床数

○既存病床数

(注:平成18年12月31日以前に開設された有床診療所の病床数は、既存病床数に含めない)

二次医療圏	令和3年度 (令和3年10月31日)	令和4年度 (令和4年10月31日)	前年度との差
豊能	8,872床	8,864床	▲ 8床
三島	6,292床	6,314床	22床
北河内	9,514床	9,552床	▲ 38床
中河内	5,690床	5,689床	▲ 1床
南河内	6,414床	6,414床	0床
堺市	9,184床	9,181床	▲ 3床
泉州	8,737床	8,730床	▲ 7床
大阪市	31,380床	31,314床	▲ 66床
大阪府	86,083床	86,058床	▲ 25床

(5) 既存病床数における職域病院等の病床数の補正



職域病院等は、以下の式により補正

当該病院の病床数 × (本来の目的の利用者以外の者の数 ÷ 当該病院の利用者の数) = 補正後病床数として算定

- ・ハンセン病療養所、医療観察法指定入院医療機関、放射線治療病室は、当該病床を既存病床数に算定しない
- ・病院、診療所の療養病床を会老人保健施設又は介護医療院に転換した場合は、平成36年3月末までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。